

◎新潟県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越高田インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字朝日字富田19番1から	新	9.0～13.0メートル	22.5メートル
同市大字下馬場字重川221番1まで	旧	7.0～11.0メートル	22.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道後谷黒田上越妙高停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田上越妙高停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字下馬場字重川221番1から	新	9.0～13.0メートル	22.5メートル
同市大字朝日字富田19番1まで	旧	7.0～11.0メートル	22.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道上越高田インター線と重用